

【種目一覧表】

品目	対象要件	基準額	耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	154,000円	8年
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級以上(常時介護を要する者)、原則学齢児以上の者	19,600円	5年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級以上(常時介護を要する者)、原則学齢児以上の者	67,000円	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)、原則3歳以上の者	82,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)、原則学齢児以上の者	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上、原則3歳以上の者	159,000円	4年
訓練用いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則3歳以上の者	33,100円	5年
訓練用ベッド (児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則学齢児以上の者	159,200円	8年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で、入浴に当たって家族等他人の介助を要する者。原則3歳以上の者	90,000円	8年
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者(児)で、原則3歳児以上の者	4,450円 手すりをつけた場合 9,850円	8年
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者(児)。又は、重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で、てんかん等により頻繁に転倒する者(ア・イは素材の違いです)	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の障害者(児)、原則学齢児以上の者	4,460円	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害者(児)で、家庭内の移動等において、介助を必要とする者	60,000円	8年
特殊便器	上肢障害2級以上の障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。原則学齢児以上の者	151,200円	8年

火災警報機	障害等級2級以上の障害者(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)であって、火災発生の感知・避難が困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,500円	8年
自動消火器		28,700円	8年
電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者及び重度又は最重度の知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害者(児)。原則学齢児以上の者	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害者(児)のみの世帯又はこれに準ずる世帯	87,400円	10年
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	51,500円	5年
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度以上の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度以上の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	56,400円	5年
酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000円	10年
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	9,000円	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	18,000円	5年
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	呼吸機能障害3級以上又は同程度以上の身体障害者(児)であって医療保険における在宅酸素療法を行う者	157,500円	5年
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由者であって、音声、発語に著しい障害を有する者。原則学齢児以上の者	98,800円	5年
情報・通信支援用具	視覚障害2級又は上肢障害2級以上の者(児)	100,000円	5年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として2級以上の者)又は視覚障害2級以上の者が必要と認める者	383,500円	6年

点字器	視覚障害者(児) (標準型、携帯型ア・イはそれぞれ形式の違いによるものです。) (1) 標準型 ア 両面書真 <sup>ちゅう</sup> 鋸板製 イ 両面書プラスチック製	(1)標準型 ア 10,400円 イ 6,600円	7年
	(2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製品	(1)携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者(本人が就労若しくは、就学しているか又は就労が見込まれる者)	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上、原則学齢児以上の者	85,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上、原則学齢児以上の者	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。原則学齢児以上の者	198,000円	8年
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	触覚式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者。電動喉頭の対象者は、職業上又は学校教育上、真に必要な者	(1)笛式 8,100円	4年
		(2)電動式 70,100円	5年
視覚障害者用ワードプロセッサー (共同利用)	視覚障害者(児)で、本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	1,030,000円	
点字図書	主に、情報の入手を点字により行っている視覚障害者(児)	点字図書出版施設が販売する価格	

ストーマ装具	ストーマ造設者のうち、膀胱又は直腸機能障害4級以上の者	(1)蓄便袋 月額8,858円
		(2)蓄尿袋 月額11,639円
紙おむつ等	ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	月額12,000円
収尿器	高度の排尿機能障害者	男性用 普通型7,700円 簡易型5,700円 女性用 普通型8,500円 簡易型5,900円
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変者	給付は原則1回とする。 200,000円

【難病患者等の対象種目一覧表】

品目	対象要件	基準額
便器	常時介護を要する者	4,450円 手すりをつけた場合 5,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000円
歩行支援用具 (手すり、スロープ)	下肢が不自由な者	60,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	56,400円
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	36,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000円
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	151,200円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円